

更生保護就労支援事業

1 法務省からの委託事業

愛知県就労支援事業者機構は、平成24年度から毎年度、法務省（保護観察所）の実施する標記事業を受託しています。

2 事業の趣旨及び目的

刑務所に再入所した者の約7割が再犯時に無職であることや、保護観察終了時に占める無職者の割合が高水準で推移していることなどから、刑務所出所者等（受刑者及び少年院在院者並びに保護観察対象者及び更生緊急保護対象者をいう。）の再犯を防止し、社会の安全・安心を確保するためには、民間のノウハウを活用しながら、官民が協働して刑務所出所者等に対し就労支援を推進することが重要です。

更生保護就労支援事業は、国の委託により民間事業者が設置する更生保護就労支援事業所において、刑務所出所者等のうち、就労が困難な者について、早期の就職及び確実な職場定着を実現するために、関係機関等と協力して継続的かつきめ細やかな支援を行うことで、刑務所出所者等の再犯の防止と円滑な社会復帰を実現するものです。

3 支援対象者の選定

現に上記2記載の刑務所出所者等である者のうち、本人の同意が得られた者を保護観察所が選定します（受刑者及び少年院在院者については、矯正施設と保護観察所が協議のうえ）。

4 主な事業内容等

（1）就職活動支援業務

支援対象者と面接等により接触し、希望及び職業適性等を把握し、① 職業及び事業主の選定に関する情報の提供及び助言、② 計画的かつ具体的な就職活動の方法に関する助言、③ 就職面接時の服装及び態度並びに履歴書の作成に関する助言、④ 就職面接への付添い、⑤ 職場での挨拶など社会人としてのマナー及び態度、他の職員とのコミュニケーションの方法、トラブル解決方法等に関する助言、⑥ 法務省及び厚生労働省が実施する刑務所出所者等の就労支援対策その他就労支援メニュー等の活用の助言等の支援を行い、適切に就職活動を行えるように支援します。また、保護観察所の長の指導の下、公共職業安定所又は矯正施設と適切に連携します。

事業主に対しては、① 支援対象者の職歴、職業能力、職業適性等に関する情報の提供、② 支援対象者の適性に応じた業務上の指導方法や職務の選定に関する助言、③ 刑務所出所者等に対する各種就労支援メニュー等の活用の助言等を通じて、就職活動支援対象者と事業主との良好な関係の構築を仲介します。

支援の期間は、保護観察又は更生緊急保護の期間内で、原則、3か月以内を目安とします。

（2）職場定着支援業務

保護観察対象者等が就職した場合は、職場訪問（前歴を開示して就職した場合に限る）、面接及び電話連絡等により、その就労状況を把握し、保護観察対象者等に対しては、① 適切な就労態度の保持及び職場ルール順守に係る指導、② 職場マナー及び態度、他の職員とのコミュニケーションの在り方、トラブル解決方法等に関する指導、③ トラブルやその予兆が認められた場合には、その改善方法等について助言等を行い、職場に確実に定着できるよう支援します。

雇用している事業主（前歴を開示して就職した場合に限る）に対しては、① 業務上の指導方法に関する助言、② 支援対象者の就労及び生活態度で注意する点の確認、③ 職場でのトラブルやその予兆が認められた場合の対処方法についての助言等を行い、就労状況を的確に把握するとともに雇用管理に係る支援を行います。

支援の期間は、保護観察又は更生緊急保護の期間内で、原則、おおむね3か月を目安とします。

更生保護就労支援事業の実施

1

事業の趣旨及び目的

刑務所再入所者の約7割が再犯時に無職であったことや、無職で保護観察を終了した者の再犯率が有職で保護観察を終了した者の約3倍に上ることなどから、刑務所出所者等の再犯を防止し、国民生活の安全・安心を確保するためには、刑務所出所者等に対する就労支援が極めて重要です。そこで、国が企業ネットワーク、雇用管理等にノウハウを持つ民間事業者に委託して、刑務所出所者等のうち就労が困難な者について、早期の就職及び確実な職場定着を実現するために、関係機関等と協力して継続的かつきめ細かな支援を行い、もって、刑務所出所者等の再犯の防止と円滑な社会復帰を実現させようとするものです。

2

事業の委託

国（法務省）（名古屋保護観察所）

↓
委託

矯正施設入所（入院）者、保護観察対象者、
更生緊急保護の対象者の中から「支援対象者」を選定

特定非営利活動法人愛知県就労支援事業者機構
(愛知県更生保護就労支援事業所)

←→
就労支援員を配置

3

事業の概要

就職活動支援

- マンツーマンで仕事探しをサポートします。
- 雇用主とのマッチングを大切にします。
- 矯正施設入所中からも支援を開始します。



就職前



就労支援員

職場定着支援

- 対象者が職場環境に適応できるようサポートします。
- 対象者と雇用主双方の相談に応じます。
- ブラックやその予兆が認められた場合の改善方法について助言します。



就職後

就職するまで、そして就職後も、切れ目のない就労支援

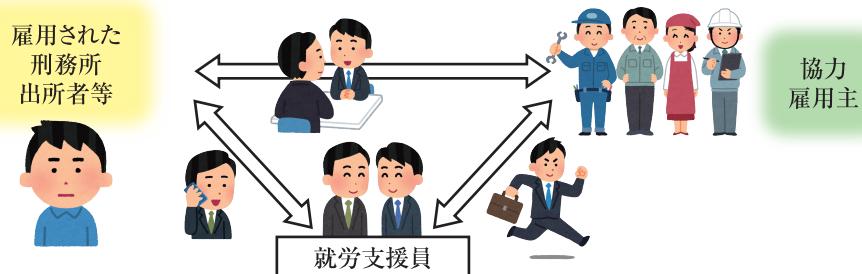
刑務所出所者等を雇用したときは 職場定着支援のご利用を

・刑務所出所者等(刑務所や少年院に収容された人、これらの施設から釈放された人、これらの施設に収容されることなく保護観察を受けている人等)に就職活動支援(協力雇用主さんに対しては、求職者の情報提供・雇用を検討される協力雇用主さんとの調整等を行っています)を行うとともに、彼ら・彼女らが協力雇用主さんのもとへ就職した場合は、協力雇用主さんと被雇用者双方に対する職場定着支援を行っています。



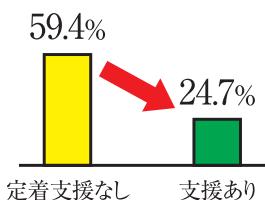
職場定着支援とは

保護観察官でもない、保護司でもない、就労支援員が、協力雇用主さんと被雇用者との定期的な訪問面談、電話等を通じて雇用継続のための助言や調整を行います。



職場定着支援の効果は

3か月以内の離職者の割合

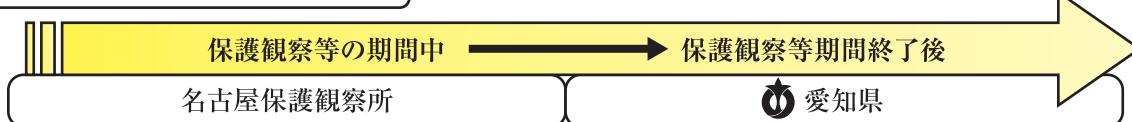


- ・支援員に話ができるだけで有難かった
- ・本人の考えや悩みが分かるようになった
- ・言い難い面を話してもらい問題が解消された
- ・支援員と二人で対応できよかったです
- ・本人に注意や助言をもらえた

- ・職場定着支援を受けることにより、3か月以内の短期離職者の割合は、受けていなかったときの約6割から4分の1にまで大幅に減少しました。
- ・職場定着支援を受けた協力雇用主さんからも被雇用者からも好評価を得ています。

(平成31年度から令和2年度まで愛知県が行った「刑務所出所者等の職場定着支援モデル事業」による。)

切れ目なく 息の長い職場定着支援



・保護観察等で行う職場定着支援は、法律で定められた保護観察等の期間中に限られます。数か月の期間の人も少なくありません。そこで国(法務省・保護観察所)が関わることができない保護観察等終了後は、愛知県が引き続いて職場定着支援を行うという全国でも類例の少ない事業が令和3年4月から始まりました。

・協力雇用主さんと被雇用者の双方へ、少しでも、息の長い、途切れることのない支援が可能となりました。

※ 就職活動支援は本人が同意した場合、職場定着支援は、本人と協力雇用主双方が同意した場合に限ります。

※ 職場定着支援の期間は、保護観察等の期間内、保護観察等終了後のいずれも原則3か月(延長あり)です。

※ 職場定着支援は、事業をNPO法人愛知県就労支援事業者機構に委託して実施しています。